

仙台市協働まちづくり推進委員会の運営について

1. 委員会は、原則として公開とし、傍聴定員は最大 10 名とする。
2. 議事録は、事務局で作成し、出席委員全員が確認した後、委員長及び議事録署名委員が署名する。
3. 議事録署名委員は、委員長を除き、五十音順にあたるものとする。担当委員が欠席の場合は、次の順番の委員が務め、当該欠席委員は次回の委員会において務めるものとする。なお、順番は第 8 期第 4 回の仙台市市民公益活動促進委員会で署名をした委員の次の委員から署名をするものとする。
4. 議事録は、市政情報センター及び区情報センター（宮城野区、若林区及び太白区に設置）で閲覧に供するほか、仙台市ホームページでも公開する。

仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例（抜粋）

第三章 仙台市協働まちづくり推進委員会

第八条 協働によるまちづくりに関し必要な事項を調査審議するため、仙台市協働まちづくり推進委員会（以下この条において「推進委員会」という。）を置く。

- 2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 基本方針に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりに関し必要な事項
- 3 推進委員会は、委員十二人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - 一 学識経験者
 - 二 市民活動を行う者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 推進委員会には、必要に応じて、部会等を設置することができる。
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。